『中華人民共和国専利法（2020年）』と現行法（2008年）の対照表

（下記条文における赤字部分は変更内容である）

|  |  |
| --- | --- |
| **現行法（2008年）** | **新特許法（2020年）** |
| **第 1 章 総 則** | **第 1 章 総 則** |
| **第 1 条**特許権者の合法的な権利を保護し、発明創造を奨励し、発明創造の応用を推進し、革新能力を向上させ、科学技術の進歩と経済社会の発展を促進する要請に応えるために、本法を制定する。 | **第 1 条**（変更なし） |
| **第 2 条**本法でいう発明創造とは、発明、実用新案及び意匠をいう。発明とは、製品、方法、又はその改良について提案された新しい技術的ソリューションをいう。実用新案とは、製品の形状、構造又はそれ らの組合せについて提案された実用に適した新しい技術的ソリューションをいう。意匠とは、製品の形状、模様又はそれらの組合せ、及び色彩と形状、模様の組合せについて提案された、美感に富み、工業的応用に適した新しいデザインをいう。 | **第 2 条**本法でいう発明創造とは、発明、実用新案及び意匠をいう。発明とは、製品、方法、又はその改良について提案された新しい技術的ソリューションをいう。実用新案とは、製品の形状、構造又はそれ らの組合せについて提案された実用に適した新しい技術的ソリューションをいう。意匠とは、製品の全体又は一部の形状、模様又はそれらの組合せ、及び色彩と形状、模様の組合せについて提案された、美感に富み、工業的応用に適した新しいデザインをいう。　  |
| **第 3 条**国務院特許行政部門は全国の特許業務の管理に責任を負い、特許出願の受理と審査を一元化し、法に基づいて特許権を付与する。省、自治区、直轄市人民政府の特許事務管理部門は、その行政区域内の特許管理業務に責任を負う。 | **第 3 条**（変更なし） |
| **第 4 条**特許出願する発明創造が国家の安全又は重大な利益に関連し、秘密保持の必要があるときは、国家の関係規定に基づいて取扱う。 | **第 4 条**（変更なし） |
| **第 5 条**法律、社会道徳に違反し、又は公共の利益を害する発明創造に対しては、特許権を付与しない。取得又は利用が法律、行政法規の規定に違反した遺伝資源に依存して完成した発明創造に対しては、特許権を付与しない。 | **第 5 条**（変更なし） |
| **第 6 条**所属機関又は組織の任務を遂行し又は主として所属機関又は組織の物的技術的条件を利用して完成させた発明創造は職務発明とする。職務発明を特許出願する権利はその機関又は組織に帰属し、出願が許可された後は、その機関又は組織が特許権者となる。非職務発明創造を特許出願する権利は発明者又は創作者に帰属し、出願が許可された後は、発明者又は創作者が特許権者となる。所属機関又は組織の物的技術的条件を利用して完成させた発明創造について、機関又は組織と発明者又は創作者との間に契約があり、特許出願する権利及び特許権の帰属について約定されているときは、その約定に従う。 | **第 6 条**所属機関又は組織の任務を遂行し又は主として所属機関又は組織の物的技術的条件を利用して完成させた発明創造は職務発明とする。職務発明を特許出願する権利はその機関又は組織に帰属し、出願が許可された後は、その機関又は組織が専利権者となる。当該機関又は組織は、職務発明の専利出願権や専利権を法により処理し、関連発明創造の実施と運用を促進することができる。非職務発明創造を専利出願する権利は発明者又は創作者に帰属し、出願が許可された後は、発明者又は創作者が専利権者となる。所属機関又は組織の物的技術的条件を利用して完成させた発明創造について、機関又は組織と発明者又は創作者との間に契約があり、専利出願する権利及び専利権の帰属について約定されているときは、その約定に従う。 |
| **第 7 条**発明者又は創作者の非職務発明創造の特許出願に対して、いかなる機関又は組織又は個人もこれを妨げてはならない。 | **第 7 条**（変更なし） |

|  |  |
| --- | --- |
| **第 8 条**2 つ以上の機関又は組織又は 2 人以上の個人が共同で完成させた発明創造、又は 1 つの機関又は組織又は個人が他の機関又は組織又は個人の委託を受けて完成させた発明創造については、別段の協議がある場合を除き、特許を出願する権利は完成又は共同で完成させた機関又は組織又は個人に属する。出願が許可された後は、出願した機関又は組織又は個人が特許権者となる。 | **第 8 条**（変更なし） |
| **第 9 条**同一の発明創作には 1 つの特許権のみが付与される。ただし、同一の出願人が同日に同一の発明創作について実用新案と発明特許を出願する場合、先に取得した実用新案特許権が消滅しておらず、かつ出願人が当該実用新案特許権を放棄するという意思表明を行えば、発明特許権を付与することができる。2 人以上の出願人が同一の発明創造について個別に特許出願したとき、特許権は最先の出願人に付与する。 | **第 9 条**（変更なし） |
| **第 10 条** | **第 10 条** |

|  |  |
| --- | --- |
| 特許出願権及び特許権は譲渡することができる。中国の機関又は組織または個人が特許出願権又は特許権を外国人、外国企業又は外国のほかの組織に譲渡する場合、関係法律、行政法規の規定に基づいて手続きを行わなければならない。特許出願権又は特許権を譲渡する場合、当事者は書面により契約し、国務院特許行政部門に登録しなければならない。国務院特許行政部門はこれを公告する。特許出願権又は特許権の譲渡は登録の日より効力を生じる。 | （変更なし） |
| **第 11 条**発明特許権及び実用新案特許権が付与された後、本法に別段に定めがある場合を除き、いかなる機関又は組織又は個人も特許権者の許諾を得ずに、その特許を実施してはならない。すなわち、生産経営の目的でその特許製品を製造、使用、販売の申出、販売、輸入し、又はその特許方法を使用し、その特許方法により直接得られた製品を使用、販売の申出、販売、輸入してはならない。意匠特許権が付与された後、いかなる機関又は組織又は個人も特許権者の許諾を得ずに、その特許を実施してはならない。すなわち、生産経営の目的でその意匠特許製品を製造、販売の申出、販売、輸入してはならない。 | **第 11 条**（変更なし） |
| **第 12 条**いかなる機関又は組織又は個人も、他人の特許を実施する場合は、特許権者と実施許諾契約を締結し、特許権者に特許実施料を支払わなければならない。被許諾者には、契約に定められた以外のいかなる機関又は組織又は個人に対しても、その特許を実施することを許諾する権利はない。 | **第 12 条**（変更なし） |
| **第 13 条**発明特許の出願公開後、出願人はその発明を実施している機関又は組織又は個人に対して、適当な対価の支払いを請求することができる。 | **第 13 条**（変更なし） |
| **第 14 条**国有企業の事業機関又は組織の発明特許が、国家の利益又は公共の利益に対して重大な意義を有するときは、国務院の関係主管部門及び省、自治区、直轄市の人民政府は、国務院の許可を得て、許可された範囲内で普及応用させるため、指定する機関又は組織に実施を許諾することを決定でき、これを実施する機関又は組織は国家の規定に基づいて特許権者に実施料を支払う。 | 第14条を第49条に変更した。 |
| **第 15 条**特許出願権又は特許権の共有者は権利の行使に関する約定がある場合、その約定に従う。約定がない場合、共有者は単独で当該特許を実施するか、または他人に当該特許の通常実施権を許諾することができる。他人に当該特許の実施権を許諾する場合、実施料を共有者に分配しなければならない。前項に規定する場合を除き、共有の特許出願権又は特許権を行使する場合、すべての共有者の同意を得なければならない。 | **第 14 条**（変更なし） |

|  |  |
| --- | --- |
| **第 16 条**特許権を付与された機関又は組織は、職務発明の発明者又は創作者に対して報奨を与えなければならない。発明創造の特許を実施した後、その普及応用の範囲及び取得した経済的利益に基づき、発明者又は創作者に対して合理的な報酬を与えなければならない。 | **第 15 条**専利権を付与された機関又は組織は、職務発明の発明者又は創作者に対して報奨を与えなければならない。発明創造の専利を実施した後、その普及応用の範囲及び取得した経済的利益に基づき、発明者又は創作者に対して合理的な報酬を与えなければならない。国は、専利権が付与された部門が、株、オプション、配当などの形で財産権による激励を実施し、発明者又は創作者にイノベーションによる収益が合理的に分配されるようにすることを奨励する。 |
| **第 17 条**発明者又は創作者は特許書類に自己が発明者又は創作者であることを明記する権利を有する。特許権者はその特許製品又はその製品の包装に特許標記を表示する権利を有する。 | **第 16 条**（変更なし） |
| **第 18 条**中国に通常の居所又は営業所を有しない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が、中国で特許出願する場合、その所属国と中国が締結した協定又は加盟している国際条約又は相互主義の原則に基づいて、本法により処理する。 | **第 17 条**（変更なし） |
| **第 19 条**中国に通常の居所又は営業所を有しない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が、中国で特許出願し、そのほかの特許事務手続きを取り扱う場合、法により設立された特許代理機構に処理を委任しなければならない。中国の機関又は組織又は個人が国内で特許出願し、その他の特許事務手続をする場合、法により設立された特許代理機構に処理を委任することができる。特許代理機構は、法律と行政法規を遵守し、委任者の委任に従って特許出願又はその他の特許事務を処理しなければならず、委任者の発明、創作の内容について、特許出願がすでに公開又は公告された場合を除き、秘密保持の責任を負う。特許代理機構の具体的な管理方法は国務院が規定する。 | **第 18 条**（変更なし） |
| **第 20 条**いかなる機関又は組織又は個人も、中国国内で完成した発明創作又は実用新案を外国に特許出願する場合、先ず国務院特許行政部門による秘密保持審査を受けなければならない。秘密保持審査のプロセス、期限などは国務院の規定に従って執行する。中国の機関又は組織又は個人は、中華人民共和国が加盟した国際条約に基づいて国際特許出願をすることができる。出願人が国際特許出願を行う場合、前項の規定を遵守しなければならない。国務院特許行政部門は中華人民共和国が加盟した国際条約、本法及び国務院の関係規定に基づいて国際特許出願を処理する。本条第1 項の規定に違反して外国に特許出願した発明又は実用新案は、中国で特許出願する場合、特許権を付与しない。 | **第 19 条**（変更なし） |
|  | 第 20 条 (新設)専利出願及び専利権の行使は信義誠実の原則に従わなければならない。専利権を濫用して公共の利益又は他人の合法的な権益を害してはならない。専利権を濫用して、競争を排除又は制限し、独占行為を構成する場合は、「中華人民共和国独占禁止法」に基づいて処理する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **第 21 条**国務院特許行政部門及びその特許審判委員会は、客観的、公正、正確、適時な要求に基づいて、法により関係する特許出願及び請求を処理しなければならない。国務院特許行政部門は全面的、正確且つ適時に特許情報を公布し、定期的に特許公報を出版しなければならない。特許出願が公開又は公告される前、国務院特許行政部門の職員及び関係者は、その内容に対して秘密保持の責任を負う。 | **第 21 条**国務院専利行政部門は、客観的、公正、正確、適時な要求に基づいて、法により関係する専利出願及び請求を処理しなければならない。国務院専利行政部門は、専利情報公共サービス体系の構築を強化し、全面的、正確且つ適時に専利情報を公布し、専利情報の基礎データを提供し、定期的に専利公報を出版し、専利情報の伝播と利用を促進しなければならない。専利出願が公開又は公告される前、国務院専利行政部門の職員及び関係者は、その内容に対して秘密保持の責任を負う。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **第 2 章 特許権付与の要件** | **第 2 章 特許権付与の要件** |
| 第 22 条特許権を付与する発明及び実用新案は、新規性、進歩性及び実用性を有していなければならない。新規性とは、その発明又は実用新案が従来の技術に該当せず、また、いかなる機関又は組織又は個人により出願日前に国務院特許行政部門に出願されかつ出願日後に公開された特許出願書類又は公告された特許書類には、同一の発明又は実用新案が記載されていないことをいう。進歩性とは、従来の技術に比べて、その発明が突出した実質的特徴及び顕著な進歩を有し、その実用新案が実質的特徴及び進歩を有していることをいう。実用性とは、その発明又は実用新案が製造又は使用することが可能であり、かつ積極的な効果を生じるものであることをいう。本法にいう従来の技術とは、出願日前に国内外で公衆に知られている技術をいう。 | 第 22条（変更なし） |
| **第 23 条**特許権を付与する意匠は、従来の意匠に該当しないものであり、また、出願日前にいかなる機関又は組織又は個人により国務院特許行政部門に出願されかつ出願日後に公告された特許書類には、同一の意匠が記載されていないものでなければならない。特許権を付与する意匠は従来の意匠又は従来の意匠の特徴の組合せに比べて、明らかな相違がなければならない。特許権を付与する意匠は、出願日前に他人が先に取得している合法的権利と抵触してはならない。本法にいう従来の意匠とは、出願日前に国内外で公衆に知られている意匠をいう。 | **第 23 条**（変更なし） |
| **第 24 条**特許出願した発明、創作が出願日前の 6 ヶ月以内に、次に掲げる事由の一つに該当するときは、新規性を喪失しない。1. 中国政府が主催又は承認した国際展覧会において初めて出展したもの。
2. 指定された学術会議又は技術会議で初めて発表したもの。
3. 他人が出願人の同意を得ずにその内容

を漏らしたもの。 | **第 24 条**　専利出願した発明、創作が出願日前の 6 ヶ月以内に、次に掲げる事由の一つに該当するときは、新規性を喪失しない。（1）国に緊急事態または非常事態が発生し、公共利益の目的のために初めて公開された場合。（2）中国政府が主催又は承認した国際展覧会において初めて出展したもの。（3）指定された学術会議又は技術会議で初めて発表したもの。（4）他人が出願人の同意を得ずにその内容を漏らしたもの。 |
| **第 25 条**次に掲げるものについては、特許権を付与しない。1. 科学的発見。
2. 知的活動の法則及び方法。
3. 疾病の診断及び治療方法。
4. 動物及び植物の品種。
5. 原子核変換の方法により得られる物質。
6. 平面印刷品の模様、色彩又は両者の組合せについて主に標識として用いられるデザイン。

前項第（4）号の品種の生産方法については、本法の規定に基づいて特許権を付与することができる。 | **第 25 条**次に掲げるものについては、専利権を付与しない。1. 科学的発見。
2. 知的活動の法則及び方法。
3. 疾病の診断及び治療方法。
4. 動物及び植物の品種。
5. 原子核変換の方法及び原子核変換の方法により得られる物質。
6. 平面印刷品の模様、色彩又は両者の組合せについて主に標識として用いられるデザイン。

前項第（4）号の品種の生産方法については、本法の規定に基づいて特許権を付与することができる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **第 3 章 特許出願** | **第 3 章 特許出願** |
| **第 26 条**発明又は実用新案の特許出願する場合は、願書、明細書とその要約及び特許請求の範囲等の書類を提出しなければならない。願書には、発明又は実用新案の名称、発明者の氏名、出願人の氏名又は名称、住所及びその他の事項を記載しなければならない。明細書には、発明又は実用新案について、その技術分野に属する技術者が実施することができる程度に、明瞭かつ完全な説明を記載しなければならない。必要なときには、図面を添付しなければならない。要約には、発明又は実用新案の技術の要点を簡潔に説明しなければならない。特許請求の範囲には、明細書に基づき、明瞭且つ簡潔に特許の保護を求める範囲を記載しなければならない。発明創造の完成が遺伝資源の取得と利用によるものであるときは、出願人は出願書類に当該遺伝資源の直接的由来と原始的由来を明示しなければならない。出願人が遺伝資源の原始的由来を明示できない場合、その理由を説明しなければならない。 | **第 26 条**（変更なし） |
| **第 27 条**意匠の特許出願をする場合は、願書、その意匠の図面又は写真及びその意匠についての簡単な説明等の書類を提出しなければならない。出願人が提出した関係図面又は写真は特許の保護を求める製品のデザインを明確に示さなければならない。 | **第 27 条**（変更なし） |
| **第 28 条**国務院特許行政部門が特許出願書類を受理した日を出願日とする。出願書類が郵送されたときは、郵便の消印の日を出願日とする。 | **第 28 条**（変更なし） |
| **第 29 条**出願人は発明又は実用新案を外国で最初に特許出願した日から 12 ヶ月以内に、又は意匠を外国で最初に出願した日から 6 ヶ月以内に、中国に同一の主題の特許出願をするときは、その外国と中国とが締結している協定又は共に加盟している国際条約、又は相互に優先権を承認する原則に基づき、優先権を享有することができる。出願人は発明又は実用新案を中国で最初に特許出願した日から 12 ヶ月以内に、国務院特許行政部門に同一の主題の特許出願をする場合、優先権を享有することができる。 | **第 29 条**出願人は発明又は実用新案を外国で最初に出願した日から 12 ヶ月以内に、又は意匠を外国で最初に出願した日から 6 ヶ月以内に、中国に同一の主題の専利出願をするときは、その外国と中国とが締結している協定又は共に加盟している国際条約、又は相互に優先権を承認する原則に基づき、優先権を享有 することができる。出願人は発明又は実用新案を中国で最初に出願した日から 12 ヶ月以内に、又は中国で意匠を最初に出願した日から 6 ヶ月以内に、国務院専利行政部門に同一の主題の専利出願をする場合、優先権を享有することができる。 |
| **第 30 条**出願人が優先権を主張する場合、出願時に優先権を主張する書面を提出し、3 ヶ月以内に最初に提出した特許出願書類の謄本を提出しなければならない。優先権を主張する書面を提出せず又は期間内に特許出願書類の謄本を提出しない場合は、優先権を主張しなかったものとみなす。 | **第 30 条**出願人が発明、実用新案専利の優先権を主張する場合、出願時に優先権を主張する書面を提出し、最初に出願した日から16ヶ月以内に最初に提出した専利出願書類の謄本を提出しなければならない。出願人が意匠専利の優先権を主張する場合、出願時に優先権を主張する書面を提出し、3 ヶ月以内に最初に提出した専利出願書類の謄本を提出しなければならない。出願人が優先権を主張する書面を提出せず又は期間内に専利出願書類の謄本を提出しない場合は、優先権を主張しなかったものとみなす。 |
| **第 31 条**1 つの発明又は実用新案の特許出願は、1 つの発明又は実用新案に限らなければならない。1 つの発明構想に属する 2 つ以上の発明又は実用新案は、1 つの出願とすることができる。1 つの意匠の特許出願は、1 つの意匠に限らなければならない。同一の物品に関する2 つ以上の類似意匠、又は同一区分に属しかつ一組として販売又は使用される物品に用いる 2 つ以上の意匠は、1 つの出願とすることができる。 | **第 31 条**（変更なし） |
| **第 32 条**出願人は、特許権を付与される前はいつでも、その特許出願を取り下げることができる。 | **第 32 条**（変更なし） |
| **第 33 条**出願人は、その特許出願の書類について補正することができる。ただし、発明及び実用新案の特許出願書類の補正は、原明細書及び特許請求の範囲に記載した範囲を越えてはならない。意匠の特許出願書類の補正は、原図面又は写真に示された範囲を越えてはならない。 | **第 33 条**（変更なし） |

|  |  |
| --- | --- |
| **第 4 章 特許出願の審査及び許可** | **第 4 章 特許出願の審査及び許可** |
| **第 34 条**国務院特許行政部門は、発明特許出願を受理した後、初歩審査にて本法の要件を満たしていると認める場合、出願日から満 18 ヶ月後直ちに公開する。国務院特許行政部門は、出願人の請求に基づきその出願を早期に公開することができる。 | **第 34 条**（変更なし） |
| **第 35 条**発明特許出願の出願日から 3 年以内に、出願人は実体審査請求を提出することができる。国務院特許行政部門は、出願人が提出した請求に基づいて、その出願について実体審査を行うことができる。出願人が正当な理由なく期間内に実体審査を請求しないときは、その出願は取り下げたものとみなす。国務院特許行政部門は、必要と認めるときは、職権で発明特許出願について実体審査を行うことができる。 | **第 35 条**（変更なし） |
| **第 36 条**発明の特許出願人は、実体審査を請求する際、その発明に関係する出願日前の参考資料を提出しなければならない。発明特許がすでに外国で出願されている場合、国務院特許行政部門は出願人に、指定期間内に、その国がその出願の審査のために行った検索資料又は審査結果の資料の提出を要求することができる。出願人が正当な理由なく指定期間内に提出しないときは、その出願は取り下げたものとみなす。 | **第 36 条**（変更なし） |
| **第 37 条**国務院特許行政部門は、発明特許出願の実体審査を行った後、本法の規定を満たしていないと認めたときは、出願人に指定期間内に意見を陳述させ、又はその出願について補正するよう通知しなければならない。出願人が正当な理由なく期間を経過しても意見陳述又は補正しないときは、その出願は取り下げたものとみなす。 | **第 37 条**（変更なし） |
| **第 38 条**発明特許出願の出願人が意見陳述又は補正した後、国務院特許行政部門が依然として本法の規定を満たしていないと認めたときは、拒絶査定しなければならない。 | **第 38 条**（変更なし） |

|  |  |
| --- | --- |
| **第 39 条**発明特許出願が実体審査を経て拒絶すべき理由を発見しないときは、国務院特許行政部門は、発明特許権を付与する決定をし、発明特許証を発行し、同時に登録及び公告する。発明特許権は公告の日より効力を生じる。 | **第 39 条**（変更なし） |
| **第 40 条**実用新案及び意匠の特許出願が初歩審査で拒絶すべき理由がないときは、国務院特許行政部門は実用新案権又は意匠権を付与する決定をし、特許証を発行し、かつ登録及び公告する。実用新案特許権及び意匠特許権は公告の日より効力を生じる。 | **第 40 条**（変更なし） |
| **第 41 条**国務院特許行政部門は特許審判委員会を設置する。特許出願人が国務院特許行政部門の拒絶査定に不服があるときは、通知を受領した日から 3 ヶ月以内に特許審判委員会に不服審判を請求することができる。特許審判委員会は審判後に決定をし、特許出願人に通知する。特許出願人は特許審判委員会の決定に不服があるときは、その通知を受領した日から 3 ヶ月以内に裁判所に訴訟を提起することができる。 | **第 41 条**専利出願人が国務院専利行政部門の拒絶査定に不服があるときは、通知を受領した日から 3 ヶ月以内に国務院専利行政部門に不服審判を請求することができる。国務院専利行政部門は審判後に決定をし、専利出願人に通知する。専利出願人は国務院専利行政部門の決定に不服があるときは、その通知を受領した日から 3 ヶ月以内に裁判所に訴訟を提起することができる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **第 5 章 特許権の存続期間、消滅及び無効** | **第 5 章 特許権の存続期間、消滅及び無効** |
| **第 42 条**発明特許権の存続期間は 20 年、実用新案特許権及び意匠特許権の存続期間は 10 年とし、いずれも出願日から起算する。 | **第 42 条**　特許権の存続期間は 20 年、実用新案権の存続期間は 10 年、意匠権の存続期間は 15 年とし、いずれも出願日から起算する。　特許の出願日から満4年、かつ実体審査請求日から満 3 年後に特許権が付与された場合、国務院専利行政部門は、特許権者の請求に応じて、特許の権利化過程での不合理な遅延について特許権の存続期間の補填を請求することができる。ただし、出願人に起因する不合理な遅延はこの限りでない。　新薬の販売審査・評価承認にかかった時間を補填するために、中国で販売許可を得た新薬の特許に対して、国務院行政管理部門は、特許権者の請求に応じて、期間の補填を行うことができる。補填期間は5 年を超えないものとし、新薬販売許可後の特許権の合計有効期間は14 年を超えないものとする。 |
| **第 43 条**特許権者は特許権を付与された年から年金を納付しなければならない。 | **第 43 条**（変更なし） |
| **第 44 条**次の各号の 1 つに該当するときは、特許権は存続期間の満了前に消滅する。1. 規定に従って年金を納付しないとき。
2. 特許権者が書面によりその特許権を放棄したとき。

特許権が存続期間の満了前に消滅したときは、国務院特許行政部門はこれを登録し公告する。 | **第 44 条**（変更なし） |

|  |  |
| --- | --- |
| **第 45 条**国務院特許行政部門が特許権を付与することを公告した日から、いかなる機関又は組織又は個人もその特許権の付与が本法の規定に合致しないと認めたときは、特許審判委員会にその特許権の無効審判を請求することができる。 | **第 45 条**国務院専利行政部門が専利権を付与することを公告した日から、いかなる機関又は組織又は個人もその専利権の付与が本法の規定に合致しないと認めたときは、国務院行政管理部門にその専利権の無効審判を請求することができる。 |
| **第 46 条**特許審判委員会は、特許権の無効審判請求についてすみやかに審査し決定を行い、かつ請求人及び特許権者に通知しなければならない。特許権無効の決定は、国務院特許行政部門がこれを登録し公告する。特許審判委員会の特許権無効の決定又は特許権維持の決定に不服があるときは、通知を受領した日から 3 ヶ月以内に、裁判所に訴訟を提起することができる。裁判所は無効審判請求の相手方当事者に第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。 | **第 46 条**国務院行政管理部門は、専利権の無効審判請求についてすみやかに審査し決定を行い、かつ請求人及び専利権者に通知しなければならない。専利権無効の決定は、国務院特許行政部門がこれを登録し公告する。国務院行政管理部門の専利権無効の決定又は専利権維持の決定に不服があるときは、通知を受領した日から 3 ヶ月以内に、裁判所に訴訟を提起することができる。裁判所は無効審判請求の相手方当事者に第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **第 47 条**無効決定された特許権は、始めから存在しなかったものとみなす。特許権の無効の決定は、特許権無効の決定前に裁判所が言い渡しかつすでに執行した特許権侵害の判決、和解書、すでに履行又は強制執行された特許侵害紛争の処理決定、ならびにすでに履行された特許実施許諾契約及び特許権譲渡契約に対しては、遡及効力を有しない。ただし、特許権者の悪意により他人に損害をもたらした場合は、賠償しなければならない。前項の規定により、特許侵害賠償金、特許実施料、特許権譲渡の対価を返還しなければ明らかに公平の原則に違反するときは、全部又は一部を返還しなければならない。 | **第 47 条**（変更なし） |
| **第 6 章 特許実施の強制許諾** | **第 6 章 特許実施の特別許諾** |
|  | **第 48条（新設）**国務院専利行政部門、地方人民政府の専利管理部門は、同級の関連部門と共同して措置 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | を講じ、専利公共サービスを強化し、専利の実施と運用を促進しなければならない。 |
| 第14条を第49条に変更した。 | **第 49 条**国有企業の事業機関又は組織の発明特許が、国家の利益又は公共の利益に対して重大な意義を有するときは、国務院の関係主管部門及び省、自治区、直轄市の人民政府は、国務院の許可を得て、許可された範囲内で普及応用させるため、指定する機関又は組織に実施を許諾することを決定でき、これを実施する機関又は組織は国家の規定に基づいて特許権者に実施料を支払う。 |
|  | **第 50 条（新設）**専利権者が書面にて国務院専利行政部門に如何なる機関又は組織又は個人にもその専利の実施を許諾する意思があると声明し、許諾使用料の支払方式、基準を明確にした場合、国務院専利行政部門はそれを公告し、開放許諾とする。実用新案、意匠について開放許諾を声明する場合、専利権評価報告書を提供しなければならない。専利権者が開放許諾声明を撤回する場合、書面を提出し、国務院専利行政部門により公告されなければならない。開放許諾声明が公告によって撤回された場合、その前に与えられた開放許諾の効力に影響しない。 |
|  | **第 51 条（新設）**開放許諾専利を実施する意思のある如何なる機関又は組織又は個人も、書面にて専利権者に通知し、公告された許諾使用料の支払方式、基準に基づいて許諾使用料を支払った場合、専利実施許諾を受けたものとする。開放許諾期間中、専利権者が納付する年金は減免しなければならない。開放許諾を実行する専利権者は被許諾者と許諾実施料について協議した後に通常実施権を与えることもできるが、当該専利について専用権又は排他的実施権を与えてはならない。 |
|  | **第 52 条（新設）**当事者は、開放許諾の実施について紛争が生じた場合、当事者の協議により解決する。協議をする意向がない又は協議が不成立となった場合は、国務院専利行政部門に調停を申し立てることができ、裁判所に提訴することもできる。 |
| **第 48 条**次の各号の1つに該当するときは、国務院特許行政部門は実施条件を備えている機関又は組織又は個人の申請に基づき、その発明特許又は実用新案特許の実施について強制許諾を与えることができる。特許権者が特許権を付与された日から3年間、かつ特許出願をした日から4年間にわたって正当な理由なくその特許を実施していないか又はその特許の実施が不十分である場合。特許権を実施する特許権者の行為が法律により独占行為と認定され、当該行為により競争に不利な影響をもたらすことを取り除く又は軽減させる場合。 | **第 53 条**（変更なし） |
| **第 49 条**国家の緊急事態又は非常事態が発生したとき、又は公共の利益のために、国務院特許行政部門は、発明特許又は実用新案特許の実施について強制許諾を与えることができる。 | **第 54 条**（変更なし） |

|  |  |
| --- | --- |
| **第 50 条**公衆の健康を守るために、特許権が付与された薬品について、国務院特許行政部門はそれを製造し、また、それを中華人民共和国の加盟した関連国際条約の規定に合致した国または地区に輸出するという強制許諾を与えることができる。 | **第 55 条**（変更なし） |
| **第 51 条**特許権を取得した発明又は実用新案が、先に特許権を取得した発明又は実用新案と比較して、顕著な経済的意義がある重要な技術的進歩があり、その実施が先の発明又は実用新案の実施に依存している場合、国務院特許行政部門は、後の特許権者の請求に基づき、先の発明又は実用新案の実施について強制許諾を与えることができる。前項の規定により強制許諾を与えた場合、国務院特許行政部門は、先の特許権者の請求に基づき、後の発明又は実用新案の実施についても強制許諾を与えることができる。 | **第 56 条**（変更なし） |

|  |  |
| --- | --- |
| **第 52 条**強制許諾に係る発明創作が半導体技術である場合、その実施は公共利益の目的及び本法第 48 条第 2 項の規定に限る。 | **第 57 条**強制許諾に係る発明創作が半導体技術である場合、その実施は公共利益の目的及び本法第 **53** 条第 2 項の規定に限る。 |
| **第 53 条**本法第 48 条第2 項、第50 条の規定に基づき与えられた強制許諾を除き、強制許諾の実施は主に国内市場の需要に供するためのものでなければならない。 | **第 58 条**本法第 **53** 条第2 項、第 **55** 条の規定に基づき与えられた強制許諾を除き、強制許諾の実施は主に国内市場の需要に供するためのものでなければならない。 |
| **第 54 条**本法第 48 条第 1 項、第 51 条に基づき、強制実施許諾を申請する機関又は組織又は個人は、合理的な条件で特許権者にその特許の実施許諾を請求したが、合理的な時間内に実施許諾を取得できなかったことを証明する書類を提出しなければならない。 | **第 59 条**本法第 **53** 条第１項、第 **56** 条に基づき、強制実施許諾を申請する機関又は組織又は個人は、合理的な条件で特許権者にその特許の実施許諾を請求したが、合理的な時間内に実施許諾を取得できなかったことを証明する書類を提出しなければならない。 |
| **第 55 条**国務院特許行政部門が行った強制実施許諾の決定について、速やかに特許権者に通知し、登録及び公告しなければならない。強制実施許諾の決定は、強制許諾の理由に基づいて実施の範囲及び期間を定めなければならない。強制許諾の理由が消滅し再び発生しないときには、国務院特許行政部門は特許権者の請求に基づいて、審査を経た後強制実施許諾を終了する決定をしなければならない。 | **第 60 条**（変更なし） |
| **第 56 条**強制実施許諾を取得した機関又は組織又は個人は独占的実施権を享有するものではなく、かつ他人に実施を許諾する権利を有しない。 | **第 61 条**（変更なし） |
| **第 57 条**強制実施許諾を取得した機関又は組織又は個人は、特許権者に合理的な実施料を支払うか、または中華人民共和国の加盟した関連国際条約の規定に基づき、取り扱わなければならない。実施料を払う場合、その額は双方の協議により定める。双方が合意に達しないときは、国務院特許行政部門が裁決する。 | **第 62 条**（変更なし） |
| **第 58 条**特許権者が国務院特許行政部門の強制実施許諾の決定に不服がある場合、特許権者及び強制実施許諾を得た機関又は組織又は個人が国務院特許行政部門の強制実施許諾の実施料に関する裁決に不服がある場合、通知を受領した日から 3 ヶ月以内に裁判所に訴訟を提起することができる。 | **第 63 条**（変更なし） |

|  |  |
| --- | --- |
| **第 7 章 特許権の保護** | **第 7 章 特許権の保護** |
| **第 59 条**発明又は実用新案特許権の保護範囲は、その特許請求の範囲の内容を基準とし、明細書及び図面は特許請求の範囲の内容の解釈に用いることができる。意匠特許権の保護範囲は、図面又は写真に示されたその意匠特許の製品を基準とし、簡単な説明は図面又は写真に示された製品の解釈に用いることができる。 | **第 64 条**（変更なし） |
| **第 60 条**特許権者の許諾を得ずにその特許を実施し、すなわち特許権を侵害し、紛争が生じた場合、当事者の協議により解決する。協議を望まず又は協議が成立しない場合、特許権者又は利害関係者は裁判所に提訴することができ、また特許業務管理部門に処理を申請することができる。特許業務管理部門が処理する際、侵害行為が成立すると認定したときは、侵害者に直ちに侵害行為を停止するよう命じることができる。当事者は不服がある場合、処理通知を受領した日から15日以内に、「中華人民共和国行政訴訟法」に基づいて裁判所に提訴することができる。侵害者が期間内に提訴せず、かつ侵害行為を停止しないときは、特許業務管理部門は裁判所に強制執行を申請することができる。特許業務管理部門は当事者の申請に基づき、特許権侵害に対する賠償額について調停を行うことができる。調停が成立しないときは、当事者は「中華人民共和国民事訴訟法」に基づいて、裁判所に提訴することができる。 | **第 65 条**（変更なし） |
| **第 61 条**特許権侵害の紛争が新製品の製造方法の発明特許である場合、同一の製品を製造する機関又は組織又は個人は、その製品の製造方法が当該特許方法と異なることを証明する書類を提出しなければならない。特許権侵害の紛争が実用新案特許又は意匠特許に係る場合、裁判所又は特許業務管理部門は、特許権者又は利害関係者に国務院特許行政部門が関連実用新案または意匠について調査し、分析と評価を行った上、作成した特許権評価報告の提出を要求し、それを特許権侵害の紛争を審理し、処理する場合の証拠とすることができる。 | **第 66 条**専利権侵害の紛争が新製品の製造方法の特許である場合、同一の製品を製造する機関又は組織又は個人は、その製品の製造方法が当該特許方法と異なることを証明する書類を提出しなければならない。　専利権侵害の紛争が実用新案又は意匠に係る場合、裁判所又は専利業務管理部門は、専利権者又は利害関係人に国務院専利行政部門が関連実用新案または意匠について調査し、分析と評価を行った上、作成した専利権評価報告の提出を要求し、それを専利権侵害の紛争を審理し、処理する場合の証拠とすることができる。専利権者、利害関係者人又は被疑侵害者は自発的に専利権評価報告書を提示することもできる。 |
| **第 62 条**特許権侵害紛争において、侵害被疑者が、その実施した技術又は意匠が従来の技術又は従来の意匠であることを証明できる場合、特許権侵害に該当しない。 | **第 67 条**（変更なし） |

|  |  |
| --- | --- |
| **第 63 条**特許詐称した場合、法により民事責任を負うほか、特許業務管理部門は、その是正を命じ、公告し、不法所得を没収するとともに、不法所得の4倍以下の罰金を科すことができる。不法所得がないときは、20万元以下の罰金を科すことができる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。 | **第 68 条**専利を詐称した場合、法により民事責任を負うほか、専利法執行担当部門は、その是正を命じ、公告し、不法所得を没収するとともに、不法所得の5倍以下の罰金を科すことができる。不法所得がないとき又は不法所得が5万元以下の場合は、25万元以下の罰金を科すことができる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。 |
| **第 64 条**特許業務管理部門は、既に取得した証拠に基づき、特許詐称容疑の行為を調査するとき、関係当事者に尋ね、法違反被疑行為に関わる状況を調査することができる。当事者の法違反被疑行為を行った場所に対し、現場調査を行うことができる。法違反被疑行為に関わる契約、領収書、帳簿及び他の関連資料を調べ、複製することができる。法違反被疑行為に関わる製品を検査し、特許の詐称をしたと証拠により証明された製品を差し押さえることができる。特許業務管理部門が法律に基づき前項に規定された職権を行使するとき、当事者は協力しなければなず、拒絶、妨害をしてはならない。 | **第 69 条**専利法執行担当部門は、既に取得した証拠に基づき、専利詐称容疑の行為を調査するとき、次の措置をとる権限を有する。⑴関係当事者に尋ね、被疑違法行為に関わる状況を調査することができる。⑵当事者の被疑違法行為を行った場所に対し、現場調査を行うことができる。⑶被疑違法行為に関わる契約、領収書、帳簿及び他の関連資料を調べ、複製することができる。⑷被疑違法行為に関わる製品を検査することができる。⑸専利の詐称をしたと証拠により証明された製品を差し押さえることができる。専利業務管理部門は、専利権者又は利害関係人の請求に応じて専利権侵害紛争を処理するにあたって、前項⑴、⑵、⑷の措置をとることができる。専利法執行担当部門、専利業務管理部門が法により前二項に定めた職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、支援を提供しなければならず、拒否又は妨害してはならない。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | **第 70 条（新設）**国務院専利行政部門は専利権者又は利害関係人の請求に応じて、全国において重大な影響がある専利権侵害紛争を処理することができる。　地方人民政府の専利業務管理部門は、専利権者又は利害関係人の請求に応じて専利権侵害紛争を処理するにあたり、本行政区域内において同一の専利権を侵害した事件について合併して処理することができる。区域を跨って同一の専利権を侵害した事件については、上級人民政府の専利業務管理部門に処理を請求することができる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **第 65 条**特許権侵害の賠償金額は、特許権者が侵害により受けた実際の損失に基づき判定する。実際の損失の確定が困難なときは、侵害者が侵害により得た利益に基づいて判定できる。特許権者の損害又は侵害者が得た利益の算定が困難なときは、当該特許の実施許諾料の倍数を参照して合理的に判定する。特許権侵害の賠償金額には、特許権者が侵害行為を差し止めるために支払った合理的な支出が含まれるものとする。特許権者の損害、侵害者が得た利益及び特許の実施許諾料の算定がともに困難な場合は、裁判所は特許権の種類、侵害行為の性質と経緯などの要素に基づいて、1 万元以上１０ ０万元以下の賠償金額を判定することができる。 | **第 71条**専利権侵害の賠償金額は、専利権者が侵害により受けた実際の損失又は権利侵害者が権利侵害によって得た利益に基づき判定する。権利者の損失又は権利侵害者の得た利益の確定が困難である場合、当該専利の許諾実施料の倍数を参照して合理的に確定する。故意に専利権を侵害し、情状が深刻である場合、上記方法で確定した金額の 1倍以上 5 倍以下で賠償金額を確定することができる。権利者の損失、権利侵害者の得た利益及び専利許諾実施料のいずれも確定が困難で ある場合、裁判所は専利権の種類、権利侵害行為の性質と情状等の要素に基づき、 ５００万元以下の賠償と確定することができる。専利権侵害の賠償金額には、専利権者が侵害行為を差し止めるために支払った合理的な支出が含まれるものとする。裁判所は賠償金額を判定するために、権利者が既に力を尽くして証拠を提示したが、侵害行為に関わる帳簿、資料が主に権利侵害者に掌握されている場合、権利侵害者に対し、侵害行為に関わる帳簿、資料を提供するよう命じることができる。権利侵害者が提供しないか、又は偽りの帳簿、資料を提供した場合、裁判所は、権利者の主張及び提出した証拠を参考して賠償金額を判定することができる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **第 66 条**特許権者又は利害関係者は、他人がその特許権を侵害する行為を実施し、又は実施しようとしていることを証明できる証拠を有しており、速やかにこれを制止しなければその合法的権益に補いがたい損害を受けるおそれがあるときは、提訴する前に裁判所に、関連行為の停止を命じることが申請することができる。申請人は前項の申請を提出するとき、担保を提供しなければならず、申請人が担保を提供しないときは、その申請を却下する。裁判所は申請を受理した後、48 時間以内に裁定しなければならない。特殊な情況があって延期する必要がある場合、４８時間の延期をすることができる。関連行為の停止を命じると裁定したときは、直ちに執行しなければならない。当事者は裁定に不服がある場合、一回の再審議を申請することができる。再審議中、裁定の執行を停止しない。裁判所が関連行為の停止を命じる措置を実施した日から１５日以内に、申請人が提訴しないときは、裁判所は当該処置を解除しなければならない。申請に誤りがあったとき、申請人は被申請人の関連行為の停止により受けた損害を賠償しなければならない。 | **第 72 条**専利権者又は利害関係人は、他人がその専利権を侵害する行為、権利の実現を妨げる行為を実施し、又は実施しようとしていることを証明できる証拠を有しており、速やかにこれを制止しなければその合法的権益に補いがたい損害を受けるおそれがあるときは、提訴する前に法に依り裁判所に、財産の保全措置、一定の行為を行う又は禁止するよう命じる措置を講じるよう申請することができる。 |
| **第 67 条** | **第 73 条** |
| 特許権侵害行為を制止するために、証拠が消滅し、又は後に取得しにくくなるおそれがあるときは、特許権者又は利害関係者は提訴前に裁判所に証拠の保全を申請することができ る。裁判所は保全措置をとるとき、申請人に担保の提供を命じることができ、申請人が担保を提供しないときは、その申請を却下する。裁判所は申請を受理した後、48時間以内に裁定しなければならない。保全措置をとると裁定したときは、直ちに執行しなければならない。裁判所が保全処置をとった日から15日以内に、申請人が提訴しないときは、裁判所は当該処置を解除しなければならない | 専利権侵害行為を制止するために、証拠が消滅し、又は後に取得しにくくなるおそれがあるときは、専利権者又は利害関係人は提訴前に法に依り裁判所に証拠の保全 を申請することができる。 |
| **第 68 条**特許権侵害の訴訟時効は 2 年とし、特許権者又は利害関係人が侵害行為を知り得た日又は知り得たとみなされる日から起算する。発明特許出願の公開後特許権が付与されるまでの間に、当該発明を実施し、適切な実施料を支払っていない場合、特許権者が実施料の支払いを要求する訴訟時効は 2 年とし、他人がその発明を実施していることを特許権者が知り得た日又は知り得たとみなされる日から起算する。ただし、特許権者が特許権の付与日以前にそれを知り得たか又は知り得たとみなされるときは、特許権付与の日から起算する。 | **第 74 条**専利権侵害の訴訟時効は 3 年とし、専利権者又は利害関係人が侵害行為及び侵害者を知った日又は知るべきであった日から起算する。発明特許出願の公開後特許権が付与されるまでの間に、当該発明を実施し、適切な実施料を支払っていない場合、特許権者が実施料の支払いを要求する訴訟時効は3 年とし、他人がその発明を実施していることを特許権者が知った日又は知るべきであった日から起算する。ただし、特許権者が特許権の付与日以前にそれを知ったか又は知るべきであるときは、特許権付与の日から起算する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **第 69 条**次に掲げる事情の一に該当するときは、特許権の侵害とみなさない。（1）特許製品又は特許方法により直接得られる製品が特許権者またはその許可を得た機関又は組織又は個人に販売された後に、当該製品を使用、販売の申出、販売、輸入する場合。⑵特許出願日前にすでに同一製品を製造し、同一方法を使用し又はすでに製造、使用のために必要な準備をし、かつ従前の範囲内でのみ製造、使用を継続する場合。⑶一時的に中国の領土、領海、領空を通過する外国の輸送手段において、その属する国と中国が締結した協定、又は両国が共に加盟している国際条約、又は相互主義の原則に従い、その輸送手段自体の必要上その装置及び設備に関係する特許を実施する場合。⑷科学研究及び実験のためにのみ関係特許を実施する場合。⑸行政審査のための情報を提供するために、特許薬品又は特許医療装置を製造、使用、輸入する場合、及び専門的にそのために特許薬品又は特許医療装置を製造、輸入する場合。 | **第 75 条**（変更なし） |
|  | **第 76 条（新設）**　薬品の販売審査・評価承認の過程において、薬品の販売許可申請人と関連特許権者又は利害関係人とに、登録申請中の薬品に関連する特許権で紛争が生じた場合、関連当事者は裁判所に提訴し、登録申請中の薬品の関連技術案が、他人の薬品特許権の保護範囲に含まれているか否かの判決を求めることができる。国務院薬品監督管理部門は所定の期限内に、裁判所の効力が生じた判決に基づき、薬品販売許可の批准を一時停止するか否かの決定をすることができる。　薬品の販売許可申請人と関連特許権者又は利害関係人は、登録申請中の薬品に関連する特許権の紛争について、国務院専利行政部門に行政裁決を求めることもできる。　国務院薬品監督管理部門は国務院専利行政部門と共同して、薬品販売許可審査と薬品販売許可申請段階の特許紛争解決の具体的な協働方法を制定し、国務院の同意を得てから施行する。 |
| **第 70 条**特許権者の許諾を得ずに製造、販売された特許権侵害製品であることを知らずに、 それを生産経営の目的で使用、販売の申出又は販売した場合、その製品の合法的な由来を証明することができたときは、賠償責任を負わない。 | **第 77 条**（変更なし） |
| **第 71 条**本法第 20 条の規定に違反して外国に特許出願し、国家の秘密を漏らした場合、所属機関又は組織又はその上級主管機関が行政処分を行う。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。 | **第 78 条**（変更なし） |
| **第 72 条**発明者又は創作者の非職務発明の特許出願権及び本法に定めるその他の権益を侵害した場合、所属機関又は組織又はその上級主管機関が行政処分を行う。 | **（削除）** |

|  |  |
| --- | --- |
| **第 73 条**特許業務管理部門は、社会に対する特許製品の推薦などの経営活動に関与してはならない。特許業務管理部門が前項の規定に違反した場合、その上級機関又は監察機関が是正、影響の除去、不法収入がある場合は没収を命じ、情状が重大である場合は、直接責任を負う主管職員及びその他の直接の責任者を法により行政処分する。 | **第 79 条**（変更なし） |
| **第 74 条**特許管理業務に従事する国家機関の職員及びその他の関係国家機関の職員が、職務怠慢、職権の濫用、私情により不正を行い、犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追究する。犯罪を構成しない場合、法により行政処分を行う。 | **第 80 条**　専利管理業務に従事する国家機関の職員及びその他の関係国家機関の職員が、職務怠慢、職権の濫用、私情により不正を行い、犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追究する。犯罪を構成しない場合、法により処分を行う。 |
| **第 8 章 附則** | **第 8 章 附則** |
| **第 75 条**国務院特許行政部門に特許出願し又はその他の手続をするときは、規定に従って手数料を納付しなければならない。 | **第 81 条**（変更なし） |
| **第 76 条**本法は、1985 年 4 月 1 日より施行する。 | **第 82 条**本法は、1985 年 4 月 1 日より施行する。 |